

# J A熊本うき行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率80%以上とすること。

【対 策】

- ・平成29年9月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施。
- ・平成29年度～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための研修会を年1回実施。

目標2. 平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間7日以上とする。

【対 策】

- ・平成29年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・平成29年9月～ 計画的な取得に向けて、管理職に対する研修を年1回実施。